

環境をめぐる社会情勢

1 国の動向

国においては、「第5次環境基本計画」が、平成30年4月に閣議決定され、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や「パリ協定※」の採択において、世界が脱炭素社会に向けて大きく舵切したことを踏まえ、複数の目標の統合的な解決を特徴とするSDGs（持続可能な開発目標）の考え方を活用し、持続可能な社会の実現に向け、環境、経済、社会、それぞれの側面を統合的に向上させることを目指した計画を策定しています。

日本では、平成28（2016）年にSDGs実施指針が策定され、自治体においても、各種計画、戦略の策定等に当たってSDGsの要素を最大限反映することを奨励するとともに、関係団体等との連携強化などにより、SDGsの達成に向けた取組を推進していくことが求められています。

※「パリ協定」とは

2020年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組み。京都議定書の後継。

〈長期目標〉

- ・世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2°Cより十分低く保ち、1.5°Cに抑える努力をする。
- ・できる限り早い段階に、世界全体での温室効果ガス排出量をピークアウトし、21世紀後半には、温室効果ガス排出量と森林等の吸収量とのバランスをとる。

2 県の動向

「SDGs」や地球温暖化対策のための「パリ協定」、海洋プラスチックごみ対策の国際的な目標である「大阪ブルーオーシャンビジョン」の採択など、国内外で環境施策の大転換期を迎えていることを踏まえ、令和12年度を目標年度とする県の環境保全や創造に関する施策等の総合的な推進に向けた計画（環境基本計画）「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」を令和2年3月に策定しています。

計画は、環境に関連するSDGsの達成に向け5つの柱（①循環型社会の構築、②低炭素社会の実現、③自然・生物との共生、④生活環境の保全、⑤環境活動の協働）を掲げ、取組を推進し持続可能な社会の創造を目指しています。

3 社会情勢の主な変化

| | |
|--------------|---|
| 平成 27 年 9 月 | <p>SDGs の採択</p> <p>国連サミットで持続可能な開発目標を掲げる「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」を採択。17 の目標と 169 のターゲットを設定。</p> |
| 平成 27 年 12 月 | <p>「パリ協定」の採択</p> <p>COP21 で新たな地球温暖化対策の国際枠組を採択。世界全体の平均気温の上昇を 2°C 以下に抑えることを目指す。</p> |
| 平成 29 年 5 月 | <p>自転車活用推進法の施行</p> <p>自転車の活用を総合的・計画的に推進するため国土交通省が制定。</p> |
| 平成 30 年 4 月 | <p>鳥取県星空保全条例の施行</p> <p>鳥取県の美しい星空が見える環境を県民の貴重な財産として保全し、次世代に引き継いでいくため条例を制定。</p> |
| 平成 30 年 12 月 | <p>気候変動適応法の施行</p> <p>気候変動に係る適応計画の策定が自治体の努力義務として規定。</p> |
| 令和元年 5 月 | <p>プラスチック資源循環戦略の策定</p> <p>プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略を環境省が策定。G20 でも我が国の対策を各国に配信。</p> |
| 令和元年 5 月 | <p>食品ロス削減推進法が成立</p> <p>食品ロスの削減を国民運動と位置づけ、消費者庁が食品ロスの削減基本方針を策定。</p> |
| 令和元年 6 月 | <p>パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略の策定</p> <p>脱炭素社会を、今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指すとともに、2050 年までに 80% の室温効果ガスの削減に取り組みための施策を策定。</p> |
| 令和 2 年 3 月 | <p>令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン策定(鳥取県)</p> <p>令和 12 年度を目標年度とする環境保全や創造に関する施策等の総合的な推進に向けた計画(環境基本計画)を策定。</p> |
| 令和 2 年 3 月 | <p>「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を閣議決定</p> <p>食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項を定めた。</p> |